　　　　　　　　　　農地中間管理事業業務委託契約書

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、（以下「乙」という。）に委託することについて、乙との間に次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第１条　甲は、乙に対し、甲が実施する農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

２　乙は、農地中間管理事業業務委託実施要領のほか、甲が別に定める「農地中間管理事業業務手順書」により実施する。

３　乙は、委託業務を実施する場合は、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」 という。）を甲と事前に協議し作成提出するものとする。また、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

（委託費）

第２条　委託業務に係る経費について、乙は甲に請求しないものとする。

（契約期間）

第３条　業務を委託する期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（再委託の禁止）

第４条　乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。但し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第１８０条の２の規定に基づく事務の委任により農業委員会が行うことができる。

（委託業務の遂行）

第５条　乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

（委託業務の報告）

第６条　乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書（様式第３号　以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

（委託業務の中止）

第７条　乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除するものとする。

（契約の解除等）

第８条　甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更することができる。

（実施状況等の報告）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第10条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（別表）

１．経常的に委託する業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 委託料の範囲 |
| 1．中間管理事業に関する農地利用集積業務  ・　農用地利用集積等促進計画案の作成業務  ・　中間管理事業扱いの農地の貸出・借受の受付  ・　農地台帳情報との照合確認  ・　貸し手・借り手の調整業務   * 中間管理情報システムへの情報入力   ・　上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 |  |
| ２．農地に関する権利の契約情報管理に関する業務  ・　契約情報の保全業務   * 契約の変更（相続・合意解約等）に関する業務   ・　権利の移転手続きに関する業務  ・　満期契約の更新・再貸付に関する業務  ・　契約の照会・相談への対応  ・　権利の移転手続きに関する業務  ・　業務の実施に必要な研修会等への参加  ・　上記業務の実施に当たって必要な関連業務 |

２．随時、個別に委託する業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 委託料の範囲 |
| １．賃料業務  ・地域の賃料相場の検討業務等  ・上記業務の実施に当たって必要な関連業務 |  |

以上の契約の証として、契約書２通を作成し記名捺印の上各１通を保有するものとする。

令和７年４月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 名古屋市中区錦三丁目3番8号 |
|  | 公益財団法人　愛知県農業振興基金  　理事長　　　仲　井　　靖　　　　㊞ |
| 乙 |  |
|  | 代表者　　　　㊞ |